

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査	担当部局名	企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 深町 正徳
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表することにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	政策体系上の位置付け	迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成31年4月~7月

測定指標	目標(値)	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		年度ごとの実績値							
		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況 ①第1次審査(注1) ②第2次審査(注2)	①届出の受理後30日以内 ②全ての報告等の受理後90日以内	30年度	①100% ②100%						届出が行われた企業結合計画については, 独占禁止法上, 法定の期間内に①独占禁止法上問題がないと判断するか, ②独占禁止法上問題があるものとして排除措置命令を行うための手続に移行するかを判断しなければならない。また, 企業結合を計画している事業者は, 市場の状況や動向を勘案しながら, 当該企業結合を実施する時機を計画している。そのため, 迅速かつ的確な企業結合審査を行う必要があり, 本指標を設定し, 届出案件の処理状況を測定する。 目標値は, 独占禁止法の規定に基づき設定し, 処理することとした。
			①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	
			的確な企業結合審査を行うとともに, 企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。						
			以下を始め, 的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 企業結合の届出受理件数[264件](注3)	以下を始め, 的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[289件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[295件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[319件]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[306件]		

<p>的確な企業結合審査, 企業結合審査結果の公表, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況</p>	<p>的確な企業結合審査を行うとともに, 企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。</p>	<p>30年度</p>	<p>② 公正取引委員会ウェブサイトへの企業結合公表事例集への掲載事例件数[10件]</p>	② 同左[10件]	② 同左[11件]	② 同左[12件]	② 同左[12件]	<p>一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を有効に防止するには, 的確な企業結合審査を実施するとともに, 企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高める必要があるため, 本指標を設定し, 実施状況を測定する。</p>
			<p>③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[6.2頁]</p>	③ 同左[7.9頁]	③ 同左[8.1頁]	③ 同左[8.7頁]	③ 同左[6.3頁]	
			<p>④ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注4)[4,720件]</p>	④ 同左[5,196件]	④ 同左[7,399件]	④ 同左[8,053件]	④ 同左[6,893件]	
			<p>⑤ 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額(注5)[約4561億円]</p>	⑤ 同左[約19億円]	⑤ 同左[約625億円]	⑤ 同左[約13兆9200億円]	⑤ 同左[約3兆5567億円]	
			<p>⑥ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注6)[約274億円]</p>	⑥ 同左[約1億円]	⑥ 同左[約38億円]	⑥ 同左[約8447億円]	⑤ 同左[約2134億円]	
			<p>達成手段</p>	<p>予算額計(執行額) (千円)</p>			<p>当初予算額 (千円)</p>	
	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>				
<p>(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費</p>	<p>7,366 (7,377)</p>	<p>8,279 (8,130)</p>	<p>10,444 (10,548)</p>	<p>10,295</p>	<p>1~2</p>	<p>一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して, 公正かつ自由な競争を維持・促進するため, 企業結合の当事者, 競争業者, 需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして, 迅速かつ確に企業結合審査を行う。</p>	<p>—</p>	
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>7,366 (7,377)</p>	<p>8,279 (8,130)</p>	<p>10,444 (10,548)</p>	<p>10,295</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注4) 企業結合公表事例集について, 公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

(注5) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち, 問題点解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

(注6) 消費者利益については, 「市場規模」, 「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお, 「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか, 「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い, ない場合には当該率を3%と仮定した。また, 「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	担当部局名	管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 品川 武
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。	政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処し, 独占禁止法違反行為を排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成31年4月～7月

測定指標	目標(値)	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値						
		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法の厳正な対処によるこれらの排除状況並びに独占禁止法違反行為, 措置内容の公表状況	独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらを排除するとともに, 独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより, 独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。	30年度	独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらを排除するとともに, 独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより, 独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。					
		以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	以下を始め, 独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法に厳正に対処し, これらの排除に努めた。	
		① 申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告を除く。)[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	① 同左[1,134件]	① 同左[1,096件]		
		② 事件処理件数(法的措置)[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	② 同左[11件]	② 同左[13件]		
		③ 事件処理件数(警告)[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	③ 同左[10件]	③ 同左[3件]		
		④ 事件処理件数(注意(注2))[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	④ 同左[84件]	④ 同左[88件]		
		⑤ 対象事業者数(法的措置)[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	⑤ 同左[51名]	⑤ 同左[41名]		
		⑥ 対象事業者数(警告)[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[11名]	⑥ 同左[3名]		
		⑦ 課徴金額[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	⑦ 同左[91億4301万円(注7)]	⑦ 同左[18億9210万円]		
		⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	⑧ 同左[32名(注7)]	⑧ 同左[32名]		
⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億6708万円]	⑨ 同左[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	⑨ 同左[2億8571万円(注8)]	⑨ 同左[5912万円]				

独占禁止法に違反する私的独占, カルテル, 入札談合及び不公正な取引方法を排除するには, 厳正に対処するとともに, 独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させる必要があるため, 本指標を設定し, 実施状況を測定する。

			<p>⑩ 刑事告発件数[1件]</p> <p>⑪ 課徴金減免申請件数[50件]</p> <p>⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注3)[12件]</p> <p>⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約14か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間-)](注4)</p> <p>⑭ 日刊新聞の報道量(注5)[13,166行]</p> <p>⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注6)[約1274億円]</p>	<p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑪ 同左[61件]</p> <p>⑫ 同左[4件]</p> <p>⑬ 同左[約15か月(同左-)]</p> <p>⑭ 同左[5,505行]</p> <p>⑮ 同左[約1164億円]</p>	<p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑪ 同左[102件]</p> <p>⑫ 同左[7件]</p> <p>⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]</p> <p>⑭ 同左[6,450行]</p> <p>⑮ 同左[約346億円]</p>	<p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑪ 同左[124件]</p> <p>⑫ 同左[9件]</p> <p>⑬ 同左[約15か月(同左約2か月)]</p> <p>⑭ 同左[6,077行]</p> <p>⑮ 同左[約749億円]</p>	<p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑪ 同左[103件]</p> <p>⑫ 同左[11件]</p> <p>⑬ 同左[約17か月(同左約2か月)]</p> <p>⑭ 同左[8,447行]</p> <p>⑮ 同左[約654億円]</p>		
2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	30年度	原則2か月以内					
				2.1か月	1.9か月	1.7か月	2.0か月	1.9か月	
3	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	30年度	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。					
			<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 小売業に係る不当廉売申告件数[5,966件]</p> <p>② 小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[1,366件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[5,620件]</p> <p>② 同左[982件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[5,210件]</p> <p>② 同左[841件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[6,090件]</p> <p>② 同左[1,155件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[4,482件]</p> <p>② 同左[457件]</p>		
				酒類、石油製品、家庭用電化製品の小売業に係る廉売は、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及び、公正かつ自由な競争を阻害する可能性があり、迅速に対処する必要があるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。					
				測定指標2の目標は、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」の目標処理期間内に処理することとした。					

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対 処に係る経費	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544 (187,178)	243,798	1～3	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	—
施策の予算額・執行額	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544 (187,178)	243,798	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説	

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。

(注3) 平成28年5月31日以前に課徴金減免制度に係る申請を行い、同制度の適用を受けた事業者のうち、適用を受けたことを公表することを申し出た事業者及び平成28年6月1日以降に同制度に係る申請を行った事業者のうち、同制度の適用を受けた事業者については、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を公表している。また、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者、又は算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者については、公表することを申し出た事業者を公表している。

(注4) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

(注7) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。

(注8) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化		担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室		作成責任者名	取引企画課長 真淵 博 取引調査室長 高居 良平 相談指導室長 —		
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行い、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成33年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 相談事例集の掲載事例件数	10件以上	30年度	10件以上					10件以上	相談事例集の掲載事例件数を充実させることで、事業者等の独占禁止法に対する理解を促すと考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
			12件	14件	12件	13件	12件		
2 取引実態調査結果の公表件数	1件以上	30年度	2件以上			1件以上		1件以上	取引実態調査の公表は、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性向上につながるものであると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、取引実態調査に必要な標準的な人員、期間等を前提として設定した。
			1件	0件	0件	1件	2件		
3 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	30年度	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、事業者等に独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。	
			以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。		
			ガイドライン講習会、 ① 講師派遣等の回数 [102件]	① 同左[74件]	① 同左[103件]	① 同左[95件]	① 同左[97件]		
			ガイドライン講習会、 ② 講師派遣等の参加者数[約5,490名]	② 同左[約4,220名]	② 同左[約6,070名]	② 同左[約7,190名]	② 同左[約6,840名]		
			不当廉売ガイドライン ③ 講習会、講師派遣等の回数[5件]	③ 同左[5件]	③ 同左[6件]	③ 同左[2件]	③ 同左[4件]		
			不当廉売ガイドライン ④ 講習会、講師派遣等の参加者数[約170名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約350名]	④ 同左[約40名]	④ 同左[約120名]		

4	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	30年度	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、独占禁止法に係る事業者等からの相談に適切に対応し、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。
				以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。		
5	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	30年度	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。
				以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。		

		(4) -	(4) -	(4) -	(4) -	(平成29年11月29日)公立中学校における制服の取引 (4) 実態に関する調査 について][9,502 件]	
		⑤ 日刊新聞の報道量 (注1)(注3)[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[-行]	

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840 (20,724)	37,244	1～5	取引慣行等の適正化を図るため、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応、③事業活動の実態調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。	—
施策の予算額・執行額	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840 (20,724)	37,244	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—

(注1) 平成25年度から平成29年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注3) 新聞の1段を約70行として計算している。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-4)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法的確な運用	担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 平塚 敦之 下請取引調査室長 内田 朗義			
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。	政策体系上の位置付け	下請法的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。	目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。	政策評価実施予定時期	平成31年4月～7月			
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 下請法違反事件の処理期間 ①勧告事件 ②指導事件	①10か月以内 ②3か月以内	30年度	100%					下請事業者が被っている不利益を早期に回復させることで、下請取引の推進及び下請事業者の利益の保護に有効であると考えられるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。 勧告事件では、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する実態に即した処理期間、指導事件では、迅速に処理することが求められる実態に即した処理期間に基づきそれぞれ目標値を設定した。
			①40.0% ②98.7%	①28.6% ②97.6%	①50.0% ②96.9%	①36.4% ②96.0%	①55.6% ②96.0%	
2 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処する。	30年度	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処する。					下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益を保護するには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等を積極的に公表し、それ以外の事件を迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益の現状回復を図る必要がある。 そのため、本指標を設定し、下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況を測定する。
			下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。 ① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数: 38,974名、 下請事業者数: 214,044名](注1・2) ② 違反事件の処理件数(勧告)[10件] ③ 違反事件の処理件数(指導)[4,949件] ④ 措置によって直接保護された下請事業者の利益[6億7087万円](注3)	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。 ① 同左 [親事業者数: 38,982名、 下請事業者数: 213,690名] ② 同左[7件] ③ 同左[5,461件] ④ 同左[8億7120万円]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。 ① 同左 [親事業者数: 39,101名、 下請事業者数: 214,000名] ② 同左[4件] ③ 同左[5,980件] ④ 同左「13億2622万円」]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。 ① 同左 [親事業者数: 39,150名、 下請事業者数: 214,500名] ② 同左[11件] ③ 同左[6,302件] ④ 同左「23億9931万円」]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ確に対処した。 ① 同左 [親事業者数: 60,000名、 下請事業者数: 300,000名] ② 同左[9件] ③ 同左[6,752件] ④ 同左「33億6716万円」]	
			下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					
			以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	

3 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	30年度	下請取引適正化推進講習会の開催数[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]	下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益を保護するには、下請法の普及・啓発を通じて下請法違反行為の未然防止を図る必要がある。そのため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
			下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]	② 同左[4,385人]	② 同左[4,725人]	
			下請取引適正化推進講習会後の下請法（下請法の適用範囲及び親事業者の義務について）の理解度[90.8%](注4)	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[91.1%]	③ 同左[92.6%]	
			下請取引適正化推進講習会後の下請法（親事業者の禁止行為について）の理解度[93.3%](注4)	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[93.8%]	④ 同左[94.0%]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]	⑤ 同左[189,013件]	⑤ 同左[165,721件]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]	⑥ 同左[44,103件]	⑥ 同左[50,111件]	
			勧告事件の日報道量[1,058行](注5)	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]	⑦ 同左[1,639行]	⑦ 同左[1,356行]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[103,101件](注6)	⑧ 同左[102,877件]	⑧ 同左[72,556件]	⑧ 同左[151,234件]	⑧ 同左[167,187件]	

達成手段	予算額計(執行額) (千円)				当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694 (145,282)	192,288	192,288	1～3	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。	—
施策の予算額・執行額	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694 (145,282)	192,288	192,288	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ(閣議決定) 平成29年6月9日 経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(閣議決定)	

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
(注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。
(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。
(注6) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-5)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴		担当部局名	官房総務課				作成責任者名	官房総務課長 岩成 博夫
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。		政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。				政策評価実施予定時期	平成32年4月～7月
測定指標	目標(値)	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 独占禁止法教室開催件数	146件以上	30年度	86件以上	86件以上	111件以上	121件以上	141件以上	146件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の実施が生徒や学生に対し、競争の必要性・重要性、公正取引委員会の活動に興味・関心を高める手段として適当かを判断するため、本指標を設定した。測定指標1の目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			141件	148件	164件	196件	214件		
2 独占禁止法教室参加者における①同教室の内容に対する理解度、②同教室の内容に対する満足度、③同教室の講義を受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同教室の講義を受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり(注1)	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	30年度	—				①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	測定指標2の①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に設定し、③及び④の目標値は、平成29年度のアンケート結果などを踏まえ設定した。
			①91% ②88% ③— ④—	①91% ②86% ③— ④—	①92% ②88% ③— ④—	①91% ②87% ③— ④—	①90% ②87% ③90% ④82%		
3 消費者セミナーの開催件数	60件以上	30年度	42件以上	42件以上	42件以上	43件以上	53件以上	60件以上	消費者セミナー(独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の実施が消費者に競争政策、公正取引委員会の活動等を理解してもらう手段として適当かを判断するため、本指標を選定した。測定指標3の目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			49件	53件	57件	77件	92件		
4 消費者セミナー参加者における①同セミナーの内容に対する理解度、②同セミナーの内容に対する満足度、③同セミナーを受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同セミナーを受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり(注1)	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	30年度	—				①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	測定指標4の①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に設定し、③及び④の目標値は、平成29年度のアンケート結果を基に設定した。
			①84% ②70% ③— ④—	①88% ②79% ③— ④—	①88% ②78% ③— ④—	①88% ②71% ③— ④—	①85% ②75% ③79% ④77%		

5	一日公正取引委員会の開催状況	参加人数 1,620人以上	30年度	開催件数8件	開催件数8件	開催件数8件	参加人数 1,490人以上	参加人数 1,610人以上	参加人数 1,620人以上	<p>一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)は、公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るために実施している。実施することにより公正取引委員会の活動、独占禁止法等に対する理解を深めるものと考えられるため、本指標を設定した。</p> <p>目標値は、各事務所における過去3年間の参加人数の平均値等を合計したものとした。</p>
				8件 (1,603人)(注2)	8件 (1,440人)	8件 (1,686人)	2,222人	1,773人		
6	地方有識者との懇談会開催件数	88件以上	30年度	80件以上	81件以上	82件以上	83件以上	87件以上	88件以上	<p>地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)を実施し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を求めていく必要があるため、本指標を設定し、開催状況を測定する。</p> <p>目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。</p>
				委員等	8	8	9	8	8	
				地方事務所長等	80	83	87	78	89	
				合計	88	91	96	86	97	
<p>独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。</p>										
<p>以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。</p> <p>① 独占禁止懇話会の開催回数[3回]</p> <p>② 報道発表件数[286件]</p> <p>各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[3億9036万円]</p> <p>③ 同左[2億8416万円]</p> <p>④ 同左[5,382名]</p> <p>⑤ 同左[6,697名]</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[2,114,771件]</p> <p>⑥ 同左[1,997,895件]</p>										
<p>以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。</p> <p>① 同左[3回]</p> <p>② 同左[318件]</p> <p>③ 同左[3億6633万円]</p> <p>④ 同左[5,575名]</p> <p>⑤ 同左[16,614名]</p> <p>⑥ 同左[1,801,125件]</p>										
<p>以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。</p> <p>① 同左[3回]</p> <p>② 同左[374件]</p> <p>③ 同左[3億7317万円]</p> <p>④ 同左[5,771名]</p> <p>⑤ 同左[31,435名]</p> <p>⑥ 同左[2,249,084件]</p>										
<p>以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。</p> <p>① 同左[3回]</p> <p>② 同左[367件]</p> <p>③ 同左[8億8645万円]</p> <p>④ 同左[6,015名]</p> <p>⑤ 同左[41,266名]</p> <p>⑥ 同左[2,606,074件]</p>										

7 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解を増進する。	30年度	⑦ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画再生件数[180,667件]	⑦ 同左[130,812件]	⑦ 同左[145,537件]	⑦ 同左[232,944件]	⑦ 同左[185,695件]	競争政策に対する理解を増進させるためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く情報提供を行う必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
			⑧ 独占禁止法教室の参加者数[-人](注4)	⑧ 同左[-人](注4)	⑧ 同左[-人](注4)	⑧ 同左[-人](注4)	⑧ 同左[15,880人](注4)	
			⑨ 独占禁止法教室に係る報道件数[-件](注4)	⑨ 同左[-件](注4)	⑨ 同左[-件](注4)	⑨ 同左[-件](注4)	⑨ 同左[56件](注4)	
			⑩ 消費者セミナーの参加者数[-人](注4)	⑩ 同左[-人](注4)	⑩ 同左[-人](注4)	⑩ 同左[-人](注4)	⑩ 同左[2,345人](注4)	
			⑪ 一日公正取引委員会参加者の評価[91%](注5)	⑪ 同左[90%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[90%]	
			⑫ 一日公正取引委員会に係る報道件数[-件](注4)	⑫ 同左[-件](注4)	⑫ 同左[-件](注4)	⑫ 同左[-件](注4)	⑫ 同左[11件](注4)	
			⑬ 講演会の参加者数[-人](注6)	⑬ 同左[-人](注6)	⑬ 同左[-人](注6)	⑬ 同左[-人](注6)	⑬ 同左[568人](注6)	
			⑭ 講演会参加者の公正取引委員会の活動に対する理解の向上[-%](注7)	⑭ 同左[-%](注7)	⑭ 同左[-%](注7)	⑭ 同左[88%](注7)	⑭ 同左[89%](注7)	
			⑮ 講演会参加者の独占禁止法・下請法の理解の向上[-%](注7)	⑮ 同左[-%](注7)	⑮ 同左[-%](注7)	⑮ 同左[84%](注7)	⑮ 同左[83%](注7)	
			⑯ 講演会参加者の公正取引委員会の役割についての賛同[-%](注7)	⑯ 同左[-%](注7)	⑯ 同左[-%](注7)	⑯ 同左[87%](注7)	⑯ 同左[88%](注7)	
			⑰ 地方有識者との懇談会に係る報道件数[-件](注4)	⑰ 同左[-件](注4)	⑰ 同左[-件](注4)	⑰ 同左[-件](注4)	⑰ 同左[29件](注4)	

達成手段	予算額計(執行額) (千円)				当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業 番号
	27年度	28年度	29年度	30年度				
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費	24,227 (21,160)	24,197 (20,278)	23,974 (22,088)	27,375		1~7	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	-
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会(内数)	4,135 (3,154)	4,029 (3,024)	3,950 (3,534)	3,590		6		2
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,640 (1,000)	1,716 (961)	1,727 (1,108)	1,665		7-①		3
ウ 広報アドバイザー事業	-	-	-	3,500		7-⑤~⑦		新30-0001
施策の予算額・執行額	24,227 (21,160)	24,197 (20,278)	23,974 (22,088)	27,375		施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	-	

- (注1) 2-①～2-④, 4-①～4-④の測定指標については、公正取引委員会が独占禁止法教室又は消費者セミナーの参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、2-①, 4-①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、2-②, 2-②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、2-③, 4-③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった」又は「やや深まった」と回答した参加者の割合、2-④, 4-④については講義等を受けて公正取引委員会や独占禁止法に対する興味・関心が高まったかとの問に対し、「高まった」又は「やや高まった」と回答した参加者の割合を記載している。
- (注2) 同測定指標は、平成27年度まで「開催件数」を測定することとしていたが、平成28年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注3) twitter は平成26年6月から開始のため、平成26年度については、同月以降の数を記載している。
- (注4) 7-⑧～7-⑩, 7-⑫, 7-⑰の測定指標は、平成29年度より測定することとしたため、平成28年度以前については「-」と記載している。
- (注5) 「一日公正取引委員会参加者の評価」のうち、平成28年度以前の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対する評価について「非常に良い」又は「良い」と回答した参加者の割合を、平成29年度の評価については、「良い」又は「おおむね良い」と回答した参加者の割合を記載した。
- (注6) 「講演会の参加者数」は、有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者数を記載した。また、同測定指標については、平成29年度より測定することとしたため、平成28年度以前については「-」と記載している。
- (注7) 7-⑭～7-⑯の測定指標については、有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、7-⑭については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、7-⑮については講演会を聴講して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、7-⑯については講演会を聴講して独占禁止法、公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し、「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-6)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進		担当部局名	官房国際課				作成責任者名	官房国際課長 原 一弘	
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。		政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。				政策評価実施予定時期	平成33年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	80%以上	30年度	80%以上						途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要があるため、本指標を設定した。 目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。
			94%	90%	97%	99%	100%			
2	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	35件以上	30年度	34件以上	30件以上	29件以上	33件以上	34件以上	35件以上	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を充実させることで、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知させることにつながると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。
			34件	30件	37件	41件	35件			
			二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。							
			以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。 ① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[4回]	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。 ① 同左[2回]	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。 ① 同左[8回]	以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。 ① 同左[5回]	以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。 ① 同左[3回]			

3 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知	30年度	ICN(国際競争ネットワーク)(注2)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[4回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するには、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上を行う必要があるため、本指標を設定し、状況を測定する。
			途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[5回]	③ 同左[4回]	③ 同左[5回]	③ 同左[6回]	③ 同左[5回]	
			海外の法書協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[20回]	④ 同左[22回]	④ 同左[22回]	④ 同左[27回]	④ 同左[18回]	
			公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[18回]	⑤ 同左[16回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[24回]	⑤ 同左[23回]	
			公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[75,861件]	⑥ 同左[80,058件]	⑥ 同左[88,305件]	⑥ 同左[184,144件]	⑥ 同左[135,424件]	
			公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[17,766件]	⑦ 同左[15,828件]	⑦ 同左[23,403件]	⑦ 同左[134,779件]	⑦ 同左[111,137件]	

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業 番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な経費	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620 (64,097)	64,590	1~3	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。	-
ア 国際競争組織分担金(内数)	346 (330)	377 (360)	346 (330)	352	-		1
施策の予算額・執行額	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620 (64,097)	64,590	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経産産業委員会附帯決議	

(注1) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成30年3月現在、125か国・地域から138の競争当局が参加している。

(注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また、平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会30-7)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争的な市場環境の創出のための提言等		担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課				作成責任者名	経済取引局総務課長 藤井 宣明 経済調査室長 笠原 慎吾 調整課長 塚田 益徳		
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の政策評価における競争評価の取組を支援・促進する。		政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。							
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進、③各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進等を行った、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。				政策評価実施予定時期	平成33年4月～7月		
測定指標	目標(値)		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況	参加人数 20,000人以上		30年度	160回以上	201回以上	242回以上	272回以上	参加人数 20,000人以上	参加人数 20,000人以上	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施し、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないようにするため、本指標を設定した。 測定指標1の目標値は、平成29年度の参加人数を踏まえ設定した。 測定指標2①及び②の目標値は、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえ、高水準といえる値を設定した。 測定指標2③の目標値は、過去5年間の実績を踏まえ設定した。	
2 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加者の状況 ①理解度(注3) ②有益度(注4) ③研修参加後の職場内周知の予定(注5)	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上		30年度	—			①90%以上 ②90%以上 ③85%以上	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上		
3 公開セミナー及び国際シンポジウムの実施状況 ①開催回数 ②参加登録者数 ③新聞記事・雑誌記事への掲載件数	①4回以上 ②300名以上 ③2件以上		30年度	—			—	①4回以上 ②300名以上 ③2件以上	①4回以上 ②300名以上 ③2件以上	公開セミナー(広く一般から参加者を募り、競争政策研究センターの研究成果の発表等を行うもの)及び国際シンポジウムを実施することで事業者、法曹等の実務家に競争政策に係る理解を増進につながるものであると考えられるため、本指標を設定した。 測定指標3①の目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。 測定指標3②の目標値は、一定の知識を有する者以外の者が比較的多く参加すること過去の実績値を踏まえ、高水準といえる値を設定した。 測定指標3③の目標値は、過去の状況を踏まえて選定した。	

4	実態調査報告書の公表件数	1件以上	30年度	—			1件以上		1件以上	実態調査結果の公表は、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備につながるものであると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、実態調査に必要となる標準的な人員、期間等を前提として設定した。
				0件	1件	1件	1件	0件		
5	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	30年度	—			公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。			競争政策の定着を図るには、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行う必要があるため、本指標を設定し、競争政策の定着状況を測定する。
				<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状[74名]</p> <p>テーマ (2) 「日本の競争政策：歴史的概観」等[82名]</p> <p>電子書籍市場の動向について[81名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[139名](テーマ：デジタルエコノミーにおける競争政策)</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>独占禁止法と日本経済—グローバル化・イノベーション・規制改革—[117名]</p> <p>テーマ (2) 中国における独占禁止法運用について[36名]</p> <p>諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析[51名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[158名](テーマ：急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割～)</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>欧州企業結合規制の現状(デジタルブ)ラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて[36名]</p> <p>テーマ (2) 中国における知的財産権の関係について[73名]</p> <p>独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—[23名]</p> <p>② —</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方[126名]</p> <p>テーマ (2) 中国における知的財産権濫用規制の動向[57名]</p> <p>新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策[69名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[178名](テーマ：電子商取引における垂直的制限：競争政策の観点から)</p> <p>②</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～[48名]</p> <p>テーマ (2) デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える—[210名]</p> <p>スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～[103名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[86名](テーマ：グローバル経済の下での企業結合規制：これまでの軌跡と次の10年の課題)</p> <p>② (1)</p>		

--	--	--

--

--

大阪国際シンポジウム参加人数 [219名](テーマ: デジタル・エコノ ミーの進展と競争 政策～IoT、デー タ、プラットフォーム・ビジネスと法 ～)	
---	--

<p>6 各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上状況</p>	<p>各府省において実施された規制の政策評価において競争評価が行われることを確保し、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法等の改善のための検討を行うことなどを通じて、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図る。</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省において実施された規制の政策評価において競争評価が行われることを確保し、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法等の改善のための検討を行うことなどを通じて、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図る</p>					<p>各府省において競争評価の定着及びその内容の向上を図るためには、各府省における規制の政策評価において漏れなく競争評価が行われることを確保するとともに、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法等の改善のための検討を行うなどの取組を行う必要があるため、本指標を設定し、状況を測定する。</p>
<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>各府省において実施された規制の政策評価の件数に対して競争評価チェックリスト(注6)を用いた競争評価が実施された件数の割合[100%]</p> <p>① 競争評価チェックリスト(注6)を用いた競争評価が実施された件数の割合[100%]</p> <p>競争評価に関する検討会議の開催回数[2回]</p> <p>② 同左[0回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の政策評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>各府省において競争評価の定着及びその内容の向上を図るためには、各府省における規制の政策評価において漏れなく競争評価が行われることを確保するとともに、競争評価に関する検討会議において競争評価の手法等の改善のための検討を行うなどの取組を行う必要があるため、本指標を設定し、状況を測定する。</p>		
<p>7 事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備による事業者間の競争促進状況</p>	<p>実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進する。</p>	<p>30年度</p>	<p>実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進する。</p>					<p>事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進するには、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示す必要があるため、本指標を選定し、競争促進状況を測定する。</p>
<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>—</p> <p>(1) —</p> <p>(2) —</p> <p>(3) —</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[5,519件](注7)</p> <p>(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[5,519件]</p> <p>(1) —</p> <p>(2) —</p> <p>(3) —</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>同左[4,479件]</p> <p>(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[2,339件]</p> <p>(1) —</p> <p>(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[2,140件]</p> <p>(2) —</p> <p>(3) —</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>同左[16,475件]</p> <p>(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[1,870件]</p> <p>(1) —</p> <p>(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[1,230件]</p> <p>(2) —</p> <p>(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[13,375件]</p> <p>(3) —</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>同左[5,324件]</p> <p>(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[1,404件]</p> <p>(1) —</p> <p>(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[879件]</p> <p>(2) —</p> <p>(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[3,041件]</p> <p>(3) —</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>同左[5,324件]</p> <p>(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[1,404件]</p> <p>(1) —</p> <p>(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[879件]</p> <p>(2) —</p> <p>(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[3,041件]</p> <p>(3) —</p>	<p>事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進するには、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示す必要があるため、本指標を選定し、競争促進状況を測定する。</p>		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 競争的な市場環境の創出に係る経費	43,747 (35,162)	43,505 (33,479)	43,563 (41,433)	45,890	1～7	競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。	—
ア 競争政策研究センター(内数)	22,097 (17,502)	22,029 (16,509)	21,780 (23,108)	21,739	3、5-①		4
イ 政府規制・公的制度等に関する検討 会議(内数)	1,288 (0)	1,266 (413)	1,000 (20)	881	6-②		5
施策の予算額・執行額	43,747 (35,162)	43,505 (33,479)	43,563 (41,433)	45,890	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成26年9月30日 平成19年1月26日	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 第166回国会施政方針演説

(注1) 同測定指標は、平成28年度まで「実施回数」を測定することとしていたが、平成29年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。

(注2) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したものもある。

(注3) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。

(注4) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注6) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

(注7) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。